

三条市建設請負工事成績評定実施要領

（目 的）

第 1 この要領は、三条市が施行する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な検査を実施し、もって請負者の適正な選定及び指導育成を図り、工事の質的向上に資することを目的とする。

（評定の対象）

第 2 評定は原則として、一件の設計金額が 130 万円を超える建設工事について行うものとする。

（評定者）

第 3 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、建設工事請負基準約款第 10 条第 1 項に定める監督員（以下「監督員」という。）及び同約款第 32 条第 2 項に定める検査職員（以下「検査職員」という。）とする。

（評定の方法）

第 4 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、第 3 に定めた評定者が監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、一つの工事の評定者となる検査職員が 2 人以上ある場合においては、それらのものが協議の上、評定を行うものとする。

3 評定は、検査の結果、手直し等があった場合でも手直し前の状態を評定するものとする。

4 評定は、別記様式第 1 の工事成績採点表（以下「採点表」という。）によって行うものとする。

5 細目別評定点の算出は別記様式第 2 によるものとする。

6 評定にあたっては、別紙を参考とし、一般監督員は、別紙― 1、検査職員は、別紙― 2 及び別紙― 3、並びに一般監督員及び検査職員は、別紙― 7「評定基準」により行うものとする。また、別紙― 4「記入方法及び留意事項」（土木工事）及び別紙― 5「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。なお、検査職員は一般監督員が行った評定について意見を求めることができる。

7 工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を別紙― 6 により提出できるものとし、提出があった場合は工事の成績評定に当たって適切に反映させるものとする。

（採点表の提出）

第 5 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく採点表を財務課長に提出するものとする。

（評定の結果の通知）

第 6 市長は、評定者から採点表の提出があったときは、遅滞なく当該工事の受注者に対して、評定の結果を別記様式第 2 及び別表 1 により通知するものとする。

2 通知は、別添 1「工事成績評定点通知実施要領」により行うものとする。

(説明請求等)

第7 第6による通知を受けた者は、通知を受けた日から14日以内に、書面により通知をした者に対して、評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は説明を求められたときは、評定者が面接の上、説明するものとする。

第8 前第6、同第7の通知内容及び説明内容については、当該受注者のほかは非公開とする。

(評定の修正)

第9 市長は、第6の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 市長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成17年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。